

犬山市小規模工事等契約希望者登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犬山市が発注する小規模な工事、修繕、製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ、委託等（以下「工事等」という。）について、市内小規模事業者の受注機会の拡大を図るため、契約を希望する者（以下「契約希望者」という。）の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 工事等の対象となる契約は、その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるものであって、予定価格が次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額の範囲内のものとする。

- (1) 工事又は製造の請負 200万円
- (2) 財産の買入れ 150万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 前3号に掲げるもの以外のもの 100万円

(登録できる者)

第3条 契約希望者として登録することができる者は、市内に主たる事業所又は住所を有する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除くものとする。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ていない者
- (2) 犬山市競争入札参加資格者名簿に登録されている者
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格を有しない者
- (4) 市税の滞納がある者

(登録申請の方法等)

第4条 登録を希望する者は、小規模工事等契約希望者登録申請書(様式第1)に市税の納税状況の調査同意書(様式第2)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 登録申請の受付期間は、市長が別に定める。

3 登録の有効期間は、2年とする。ただし、登録の有効期間の途中で登録された者については、当該登録以後最初に到来する登録の有効期間の満了日までを有効期間とする。

(登録名簿への登載)

第5条 市長は、前条の規定により、登録の申請があったときは、当該申請内容を審査し、小規模工事等契約希望者登録名簿(様式第3。以下「登録名簿」という。)に登載するものとする。

(登録事項の変更等)

第6条 登録名簿に登載された者は、登録事項に変更があったとき又は事業を休止し、若しくは廃止したときは、小規模工事等契約希望者登録(変更・休止・廃止)届(様式第4)を速やかに市長に提出しなければならない。

(登録者の取扱い)

第7条 市長は、工事等に該当する契約に係る業者の選定に際しては、登録名簿に登載された者に対し、積極的に随意契約の機会を与えるよう努めるものとする。

(雑則)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。